

富士河口湖町移住支援金対象要件 事前チェックリスト

こちらのチェックリストは富士河口湖町へ移住支援金を活用し、移住を検討される皆様へ、申請前のミスマッチを軽減し、スムーズな申請へとつなげるために作成しました。

■チェックリストの使い方

①移住支援金の申請は転入後3カ月以降からお手続き可能となります。以下の要件をご確認の上、チェックをしてください。

②要件を満たす場合には、申請時にこちらのチェックリストを一緒にご提出ください。

※移住及び仕事に関する要件を満たす必要があります。

※こちらの制度は、申請した日から5年以上継続して、富士河口湖町に居住する意思があることを条件とします。

※受給後、要件に該当しないと認められた場合には返金の対象となります。

■移住元に関する要件：次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

①	当町に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住※していたこと」	☐
②	当町に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上、「東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住※し、東京23区内へ通勤をしていたこと」	☐
③	東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住※しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。	☐

⇒申請時には申請者に係る移住元の「住民票の除票」及び「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」の提出が必要となります。

⇒通学の場合には卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)の提出が必要となります。

※「在住」とは「住民登録をしていること」とする。

「東京圏のうちの条件不利地域」についてはこちらから

※内閣府移住支援金 HP へつながります。



■移住先に関する要件：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1)	移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。	☐
(2)	富士河口湖町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。	☐

■その他の要件：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	☐
(2)	日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	☐

■移住後の仕事状況について要件があります。以下の①～④いずれかをお選びください。

① マatchingサイトで就業先を決定し、移住後に就業する場合

⇒ ■就業に関する要件 1)一般の場合 ハ

② 「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マatching事業」を利用して就業する場合

⇒ ■就業に関する要件 2)専門人材の場合 ハ

③ テレワークで移住元から就業を続ける場合 ⇒ ■テレワークに関する要件 ハ

④ 町内にて起業する場合 ⇒ ■起業に関する要件 ハ

■就業に関する要件

1)一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	☐
(イ)	就業先が、山梨県が移住支援金の対象として「山梨県移住支援・就業マatchingサイト」、又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。 ※他の道府県での掲載求人の場合には内容証明が必要です。 「山梨県移住支援・就業マatchingサイト」はこちら 	☐
(ウ)	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	☐
(エ)	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。	☐
(オ)	上記求人への応募日が、マatchingサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。	☐
(カ)	当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	☐

(キ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	☐
-----	---------------------------------------	--------------------------

⇒申請時には就業証明書(様式第2号)の提出が必要となります。

2)専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	☐
(イ)	週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。	☐
(ウ)	当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	☐
(エ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	☐
(オ)	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	☐

⇒申請時には就業証明書(様式第2号)の提出が必要となります。

■テレワークに関する要件：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	☐
(イ)	地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	☐

⇒申請時には就業証明書(様式第3号)の提出が必要となります。

■起業に関する要件

	1年以内に山梨県が県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。	☐
--	---	--------------------------

■世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。	☐
(イ)	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。	☐
(ウ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。	☐
(エ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	☐

⇒申請時には申請者に係る移住元の「住民票の除票」及び「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」の提出が必要となります。過去5年間の履歴を確認するものです。

■子育て世帯加算に関する要件(子育て世帯加算金額を申請する場合のみ)：次に掲げる事項の全てに該当すること。

	※世帯員としての認定については「世帯に関する要件」を参照 ・申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満かどうかで判断する。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。	☐
--	---	--------------------------

⇒申請時には申請者世帯員の情報を確認いたします。

申請時にチェックリストを一緒にご提出ください。